

# 国の出先機関の「事務・権限仕分け」のための公開討議にあたって

平成22年5月  
全国知事会

## (総論)

### 1 基本原則

- ・「出先機関の原則廃止」は政権公約である。
- ・今回の「事務・権限仕分け」及びそのための公開討議は、地域主権戦略会議自らが、第三者的な「行司役」ではなく、この公約の実現に向け主導して行うものであることを明確にすべきである。
- ・我々地方としても、地域主権の確立を目指す観点から、現場の声を届けるべく最大限の協力を行う。

### 2 地域主権の原則は補完性の原理

- ・地域主権の原則は、鳩山総理も発言されているとおり補完性の原理にある。
- ・地方ができることは全て地方に移管するとの考えの下に判断すべきである。
- ・全国知事会としてもこうした考え方に基づき「国の出先機関の原則廃止に向けて」（中間報告）をとりまとめ、地方として「積極的に移管を求める」事務・権限のみならず、出先機関原則廃止に向け「地方において事務・権限を受けることが本当にできないのか」との考え方の下に事務・権限の仕分けを行った。

### 3 財源措置等の明確化が必須の前提

- ・地域主権戦略会議は、「出先機関の原則廃止」を確実に円滑に実施するために確実な財源措置や必要な人材移管の手續に関する考え方を早急に明確にすべきである。
- ・特に、確実な財源措置は必須の前提である。地方側としては、事務・権限の移管に伴い必要な財源措置が十分に取られることを前提に議論に臨むものである。

## (各論)

以下、第4回地域主権戦略会議において示された「出先機関改革の基本的論点」に沿って意見を述べる。なお、個別事項等については「国の出先機関の原則廃止に向けて」（中間報告）を参照されたい。

### ○ 「改革に取り組む基本姿勢」「改革の枠組み」について

「出先機関改革の基本的論点」に示された「国の出先機関の事務を地方に移譲することなどにより、出先機関の抜本的な改革を目指すことを基本」とすることは、「国と地方の役割分担を見直す」という地域主権改革の観点からはその通りである。

一方で、出先機関改革は、地域主権改革の側面と国の行政改革の側面を併せ持つ改革である。

国の出先機関には国家公務員約32万人のうち約20万人が働いている。このような多くの人員が多く事務・権限を出先機関において実施する必要があるのか。事務の廃止、組織のスリム化も含め国自ら厳しくメスを入れる必要があるのではないか。

(国の行政改革のしわ寄せを地方に回すようなことがあってはならないことは当然である。)

### ○ 「国と地方の役割分担」「個々の事務・権限の取扱い」について

抽象的な役割分担論に終始しては改革は進まない。仮に「国に残さざるを得ない」事務・権限があるとすればその立証責任を各府省が負い、立証しえない事務・権限については地方移管（または廃止など）とすべきである。

例えば、

全国一律といった「統一性が必要であること」を理由に国に残すとする場合、国が法令などで基準を定め、執行は地方が行うことでは何故足りないのか立証が求められる。

「ナショナルミニマムであること」「国家としての責任であること」等々を理由に国に残すとする場合、ナショナルミニマムと考えられるものであっても、生活保護や義務教育をはじめ地方が担っている事務は枚挙にいとまがない。何故、国が執行段階まで含めて担うのか立証が求められる。

都道府県をまたぐ「広域的な事務であること」を理由に国に残すとする場合、広域連合や協議会などの広域連携体制の構築を条件とし国の権限を受け入れるとしてもなお対応が困難なのか立証が求められる。

さらに、現在ではICTの発達により遠隔の地域であっても即時性の高い連携は可能となっていることを踏まえ、なお対応が困難なのか立証が求められる。

「専門性が高い事務であること」を理由に国に残すとした場合、専門の知識とは具体的に何を指すのか、その知識・経験は地方公務員では習得することが困難なものであるのか、専門の知識や経験を持った国の職員を地方に受け入れて対応することでは何故足りないのか立証が求められる。

#### ○ 「財源・人員の取扱い」について

今後、出先機関の事務・権限の地方移管を現実的、具体的に進めていくためには、「財源・人員の取扱い」について早期に移管条件を明確化すべきである。

財源の取扱いについては、地方に移管される事務事業の実施（国から地方移管された人員に係る人件費も含む）に財源の不足が生じないよう当面は交付金により必要総枠を確実に確保すべきである。

人員の取扱いについては、国と地方の十分な協議のもと、統一的な移管ルールを定めておく必要がある。その際、地方が主体的に人員及び人材を選考できる仕組みとすることが重要である。

#### ○ 広域的实施体制のあり方

事務の地方移管に当たっては基本的には各都道府県単独で事務権限を受け入れ、都道府県を越える事務については、広域連合や協議会など、地域の実情に応じた連携方策を選択できるようにすべきである。

政府は本年6月目途に策定予定の「地域主権戦略大綱」に「出先機関改革の基本的考え方」を盛り込むこととしている。その「基本的考え方」には、出先機関原則廃止の実現に向けた具体的な目標と工程を明示し、改革の実施設計図とすべきである。

出先機関改革は「権限」「財源」「人」の移管を伴う大変困難な改革であるが、政治が高い志と強いリーダーシップをもってこの改革を国民の目に見えるような形で進めていただきたい。全国知事会としても最大限の協力を行っていく考えである。